

「山口県多文化共生推進指針～山口県で暮らす日本人と外国人が共に活躍できる地域社会の実現に向けて～（素案）」に対する意見の募集結果について

「山口県多文化共生推進指針～山口県で暮らす日本人と外国人が共に活躍できる地域社会の実現に向けて～（素案）」に対して県民の皆様から提出された御意見、これに対する県の考え方及びこのたび策定した「山口県多文化共生推進指針」を公表します。

1 公表する資料

「山口県多文化共生推進指針～山口県で暮らす日本人と外国人が共に活躍できる地域社会の実現に向けて～」

2 パブリック・コメントの実施状況

(1) 募集期間 令和5年10月10日（火）～令和5年11月9日（木）

(2) 意見の件数 4名 37件

3 提出いただいた意見とそれに対する考え方

	意見の内容	意見に対する県の考え方
	<b>第1章 指針の概要</b>	
1	山口県の総合計画の「大交流維新」の今後の展開の中で、「国際交流の推進」を掲げ、「友好協定等に基づく海外自治体との交流等の推進」と「多文化共生による地域づくりの推進」の2項目を記載しているので、策定趣旨の中に「多文化共生推進指針を策定することによって、友好協定・姉妹提携先との更なる交流の展開や海外からの観光客誘致などにも繋げる」といった山口県らしい記述があればいいと思います。	指針の策定趣旨では、多文化共生による地域づくりの推進が必要な背景を主として記載しており、原案どおりとさせていただきます。
2	「山口県で暮らす外国人（※本県で暮らす外国人も地域社会の一員であり、当指針においては「外国人県民」と記載）」とのことですが、当該指針でどの様な方を対象とするのか不明確と感じます。 「外国人県民」と言っても、「日本以外の国籍で日本生活の長い/短い山口県在住者」「国籍は日本で日本生活の長い/短	御意見のとおり、国籍や在留期間、家族状況等、多様な外国人住民の方が山口県で暮らしておられますが、本指針では、山口県で暮らす外国人の方も「県民」の一員であることを分かりやすく表現するため、有識者等から構成される「山口県多文化共生推進指針策定委員会」での審議を経て、「外国人県民」と表記しております。

	<p>い山口県在住者」といった方々（の家族）がおり、その現状・現状に至る状況も様々と思われます。</p> <p>そのような方々をひとくくりに「外国人県民」として指針を作成するのは不適切と感じます。</p>	
<b>第2章 県の現状と課題</b>		
3	<p>（1 外国人県民の在住状況）</p> <p>「山口県に住む県民と外国人を年齢構成で比較すると、外国人は若年層の割合が高くなっており、特に20～29歳では、約5.8%が外国人となっています。」とのことであれば、【図表10】に外国人比率を追記した方がわかりやすいと感じます。</p>	<p>御意見を踏まえ、各年齢層における外国人の割合を追記しました。</p>
4	<p>（5 県内地域別の状況）</p> <p>「県内地域別の状況」ですが、「地域人口に占める外国人比率の推移」の資料提示が必要と考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、地域人口に占める外国人比率の推移に係るグラフを追記しました。</p>
5	<p>（5 県内地域別の状況）</p> <p>各地域の詳細ですが、円グラフは「2012年との比較」が可能な表記を、「全国と比べて高い」のであれば「全国の数値」を、「比較的高い」のであれば何と比較して「比較的高い」のか（「全国と比べて」なのか「県平均と比べて」なのかその他か）数字も明示しての記述を追加願います。</p>	<p>御意見を踏まえ、各地域の詳細において、比較対象を明確化するとともに、関連数値の掲載箇所を脚注に追記しました。</p> <p>また、円グラフでは、現状における各地域の特徴を分析することを主な目的としていることから、原案のままとさせていただきます。</p>
6	<p>（6 外国人県民を対象としたアンケート調査結果）</p> <p>「山口県外国人住民アンケート調査」の結果となっておりますが、回答率2割ほどのアンケート結果をどの様に扱うのか、十分に御検討願います。</p> <p>何件か『「特に困っていない」/「特に困ったことはない」が最も多く』といった結果となっておりますが、「困っていない方が多い」と考えず「困っている方のための施策を実施する」ようお願いいたします。</p> <p>「県内在住外国人に対するアンケート」</p>	<p>アンケート回答数は1,067であり、統計上十分な数を満たしていると考えています。また、アンケート項目につきましては、有識者等で構成する「山口県多文化共生推進指針策定委員会」において審議を行った上で、決定しており、アンケートの再度実施等の予定はありません。</p> <p>なお、「困っている方のための施策を実施する」等の御意見については、今後の施策の検討を進める上で、参考とさせていただきます。</p>

	<p>であるのに、「困った際/何らかの際にどこ/誰に相談するか/したか」「困った際/何らかの際に相談する/できる人等がいるか」という基本的と思える項目が欠落しております。</p> <p>このようなアンケートで「山口県で暮らす日本人と外国人が共に活躍できる地域社会の実現に向けて」という施策が作成可能とは到底思えません。</p> <p>アンケートのやり直し、施策の再検討が必須と考えます。</p> <p>前述の項目をアンケートに入れていない行政組織に「山口県で暮らす日本人と外国人が共に活躍できる地域社会の実現に向けて」という施策が作成可能とは到底思えません。</p> <p>県行政内組織見直し、アンケートのやり直し、施策の再検討が必須と考えます。</p>	
7	<p>(6 外国人県民を対象としたアンケート調査結果)</p> <p>「⑩日本語能力」について、主な在留資格別の中では、技能実習、特定技能、技能・人文知識・国際業務の3つの在留資格の調査結果を記載されているが、技能実習に次いで多い留学生の結果も掲載した方がいいのではないかと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、「留学」の結果を追記しました。</p>
8	<p>(6 外国人県民を対象としたアンケート調査結果)</p> <p>「⑪仕事で重要なこと」の結果について、回答者の中に留学生の資格外活動も含まれているのであれば、その旨を脚注で記載していただきたいです。留学生の仕事については、時間が決められておりフルタイム労働ではないので、技能実習生や特定技能の在留資格とは考え方に差があると思いますので。</p>	<p>御意見を踏まえ、脚注に御指摘の記載を追記しました。</p>
9	<p>(6 外国人県民を対象としたアンケート調査結果)</p>	<p>御意見を踏まえ、第2章6(3)アンケート結果に基づくニーズ(主なもの)にお</p>

	<p>(3) アンケート結果に基づくニーズ(主なもの)</p> <p>項目として3つのニーズが掲載されていますが、⑩の質問において行政情報の多言語化の割合が最も多く、第4章の施策の推進の中で「4 多言語による行政情報の提供」を掲げており、これに関連付けるためにも、「行政情報の多言語化」の文言をどこかに入れたらどうでしょうか。</p>	<p>いて、「行政情報等の多言語化など」と表現を修正しました。</p>
10	<p>(7 日本人を対象とした意識調査結果)</p> <p>「日本人を対象とした意識調査結果」として「令和5年度県政世論調査」の結果が表記されておりますが、有効回収率43.7%:半数以下のアンケート結果にどれだけ意味があるか疑問です。</p> <p>「アンケート回答が半数以下」=「当該政策・県内問題に対する県民意識の低さ」を行政として自覚した上で素案の再検討をすべきと感じます。</p>	<p>統計上必要な精度は担保されていると考えております。</p>
11	<p>(7 日本人を対象とした意識調査結果)</p> <p>「eアンケートモニター」は、自ら応募した方、つまり「県政に関わる/意見する事」を希望する方々であり、そのような方々の回答結果の「比率」は、県民全体の意見比率とは異なる可能性がある事について留意願います。</p>	<p>御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>(8 外国人県民に関わる関係者へのヒアリング結果)</p> <p>「やまぐち多文化共生推進パートナー」といった単語が突然出てきたので、この説明を脚注もしくは文末に用語解説を設けて説明していただきたいです。</p>	<p>御意見を踏まえ、脚注に「やまぐち多文化共生推進パートナー」の説明を追記しました。</p>
13	<p>(8 外国人県民に関わる関係者へのヒアリング結果)</p> <p>「外国人県民に関わる関係者へのヒアリング結果」は、「※その他、ヒアリング</p>	<p>御意見を踏まえ、「外国人県民に関わる関係者へのヒアリング」については、「パブリック・コメント後に実施した内容も含む」旨、脚注に説明を追記しました。</p>

	<p>実施後追記予定」となっており、「パブリック・コメント（県民意見の募集）」実施時点で記載の無い案件を後日追加するのは手続きから考えても不適切です。</p> <p>ヒアリング実施後の内容を追記した素案で再度パブリック・コメント（県民意見の募集）の実施を願います。</p> <p>もし前述の対応を実施しないならば、追記箇所については「パブリック・コメント（県民意見の募集）実施の後追記」の旨明示願います。</p> <p>そうでなければ、追記箇所についても県民の意見を募集した、と誤解され、当該素案の適切な処理が疑われるうえに、意見募集の後に内容変更/追記が許される事となり、山口県の「パブリック・コメント（県民意見の募集）」制度自体が意味を成さなくなります。</p>	
14	<p>（9 県の特徴と課題 山口県の特徴 1）</p> <p>現状の中で、全国と比較して「特別永住者」の割合が高いことは一言触れておいた方がいいと思います。</p>	<p>特別永住者の割合が高いことについては、第 2 章 1（3）「在留資格別の状況」において、「全国と比較すると、特別永住者、技能実習、特定技能の割合が高くなっています。」と記載しております。</p>
15	<p>（9 県の特徴と課題 山口県の特徴 1）</p> <p>国の動きの中で、「…への移行者が増加する見込みです」と「…滞在も見込まれます」は表現を統一したらどうでしょうか。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、文末の表現を「想定されます。」に修正しました。</p>
16	<p>（9 県の特徴と課題 山口県の特徴 1）</p> <p>(2)課題 特定技能については、今後増加が予想されることから、脚注で創設年から最近まで在住者数が増加しているなど説明したらどうでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、説明を追記しました。</p>
17	<p>（9 県の特徴と課題 山口県の特徴 3）</p> <p>外国人県民が散在している現状に対する課題として、県、市町、関係機関など各主体が連携することが重要としていますが、市町単独では難しい状況もあると思われるので、一歩踏み込んで「広域連携」</p>	<p>「9 県の特徴と課題 山口県の特徴 3」では、市町の連携のみならず、県や関係機関などの各主体も含め、連携を行うことが必要であることについて言及していることから、原案どおりとさせていただきます。</p>

	の文言も入れ込んだらどうでしょうか。	
<b>第3章 基本的な考え方</b>		
18	<p>(基本方針2)</p> <p>基本方針2の取組が必要な分野の中で、国の示した多文化共生推進プラン改訂版で新たに記述されている「感染症」のことも触れるべきだと思います。実際p54の「■現状と課題」の4行目では災害や感染症蔓延時の…と記述していますので。</p>	<p>感染症への対応については、多言語での情報発信、相談体制の整備などが主な対応となり、当指針では第4章「4 多言語による行政情報の提供」「5 相談体制の充実」「9 生活(医療・保健・子育て・福祉・住宅)に関する支援の充実」に含んでいるため、原案のままとさせていただきます。</p>
19	<p>(基本方針3)</p> <p>1行目、「…県民が社会に参加し、自ら持つ…」の記述での「参加」は「参画」に改めた方がいいと思います。このプランでは「参画」を使用されているので。</p>	<p>御意見を踏まえ、「参画」と修正しました。</p>
20	<p>(日本語教育の基本的な方針)</p> <p>《日本語教育の基本的な方針》が唐突に出てきましたが、前ページまでの記述との関連性がよくわかりません。最初にこの方針を定める理由を述べた方がいいと思います。「〇〇のため、山口県における日本語教育の基本的な方針を以下のとおり定めます。」といった記述を最初に記載したらどうでしょうか。</p> <p>最初の「本方針は、日本語教育の推進に関する法律に規定されている…と位置づけています」の記述の場所は冒頭ではなく、最後の方がいいのではと思いました。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、「日本語教育の基本的な方針」が当該箇所に記載をしている理由・背景について分かりやすく伝わるよう、冒頭の段落の表現を修正しました。</p>
21	<p>(日本語教育の基本的な方針)</p> <p>このページにおいて「外国人県民等」と記述されているのは、「日本語教育の推進に関する法律」の記述に合わせたということでしょうが、これまで「外国人県民」と記述してきましたので、このページにおいて「等」を入れた理由を脚注で説明した方がいいと思います。ただ、「等」が示すのは、法律によると「日本国籍を有する者」を示しているのです、この方針案で対象</p>	<p>御意見を踏まえ、「外国人県民等」と記載している理由について、脚注において説明を追記しました。</p>

	<p>としている外国人県民に日本人も含めることとなり、わかりづらくなります。場合によってはこのページではこれまでの記述のとおり「外国人県民」とすることも考えていいのではないのでしょうか。</p>	
<b>第4章 施策の推進</b>		
22	<p>(1 生活のために必要な日本語教育の充実)</p> <p>(1) 日本語学習機会の提供</p> <p>技能実習、特定技能の外国人県民については、行政が把握することは難しいことから、技能実習生に対する日本語支援の事業を県から受託している山口県中小企業団体中央会など経済団体と連携して情報を外国人県民に提供する必要があると考えます。こうした経済団体との連携について、どこかに記述した方がいいと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、情報発信について、「経済団体などの関係機関と連携し」と追記しました。</p>
23	<p>(3 多文化共生の意識啓発と相互理解の促進)</p> <p>■具体的な施策例と役割分担 (1)の2項目「偏見や差別意識の解消に向けた取組 <b>県</b>」についてですが、この取組は市町も行っているので、県だけでなく市町も入れるべきだと思います。市町は行わないのか、と取られると問題なので。</p>	<p>御意見を踏まえ、偏見や差別意識の解消に向けた取組は、市町でも行う必要があるため、取組の主体に「市町」を追記しました。</p>
24	<p>(4 多言語による行政情報の提供)</p> <p>本案では「日本人と外国人の共生」をテーマとしながらも、日本人からの調査結果に十分重きを置いていないように見受けられる。</p> <p>「地域や日本を理解してほしい、わからないことがあれば聞いてほしい」という日本人からのアンケート結果は、言語の壁だけでなく、文化の壁、つまりゴミの分別ひとつとっても、そういった壁がトラブルに発展することを示している。また外国人の不法在留、窃盗、殺人など、先のトラブルか</p>	<p>行政情報（生活に必要な情報等）が多言語化され、外国人県民に行き届くような環境づくりは重要であると考えております。</p> <p>一方、外国人県民の在住状況は、地域によって異なるため、生活オリエンテーション等の実施については、地域の状況に鑑み、必要に応じて実施することが適切であることから、原案のままとさせていただきます。</p>

	<p>ら発生する犯罪や、就労機会の減少を発端とした犯罪も決して少なくは無く、そういった点に対する日本人の不安は大きいだろう。</p> <p>そこで、「誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくり」の項目「多言語による行政情報の提供」に着目する。外国人が参加するものとして「生活オリエンテーション」があり、外国人自らが住む地域を知るための交流としてはこの役割が大きいと感じるが、「必要に応じ（行う）」とある。これは「必ず」行うべきではないだろうか。</p> <p>もし行わなければ、先のようなトラブルが発生しかねない。もともといた市民・町民を蔑ろにすれば、誰もが安心して暮らし続けることはできない。</p> <p>国によって文化は異なる。日本人に、カンボジアも、ベトナムも、アメリカもヨーロッパも、それぞれの文化をすべて理解し個々に受け入れろ、というのはなかなか酷だと思う。</p> <p>それより、日本の文化を、安心して暮らしていくための工夫を、暮らし始めて間もない外国人に、「必ず」、しっかりと浸透させる施策を案に盛り込むことが、「安心して暮らせる」第一歩ではないだろうか。</p>	
25	<p>(5 相談体制の充実)</p> <p>(1)相談センターの運営・周知</p> <p>4.5 行目の市町の相談窓口設置については、「広域連携も含めて」といった文言を入れたらどうでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「広域連携も含め」を追記しました。</p>
26	<p>(8 外国人児童生徒等の教育機会の充実)</p> <p>日本語指導を必要とする児童数の正しい把握</p> <p>外国籍であるというだけで日本語指導が必要なわけではありません。逆に、日本国籍を持っていても帰国子女であった</p>	<p>日本語指導が必要な児童生徒は、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている児童生徒」とされており、日本国籍、外国籍両方を含んでいます。</p> <p>また、外国人児童生徒等の教育機会の充</p>

	<p>り、日本生まれであっても、母語が違い、日本語が分からないために学校で授業についていけない児童がいます。勉強が分からなければ、学校はつらいところになることでしょう。児童が不適應を起こす前に、指導が必要な児童すべてに日本語を教えなければならないと考えます。</p>	<p>実に係る指標として、日本語指導が必要な児童生徒のうち日本語指導を受けている児童生徒の割合について、2026年度に100%をめざすこととしています。</p>
27	<p>(8 外国人児童生徒等の教育機会の充実)</p> <p>教室とエアコンの整備</p> <p>指導を行うための専用の教室が必要です。そこにはWi-Fiとエアコンが必要です。エアコンのない部屋での学習は命の危険を感じます。</p>	<p>御意見については、今後の施策の検討を進める上で、参考とさせていただきます。</p>
28	<p>(8 外国人児童生徒等の教育機会の充実)</p> <p>教師用教科書、指導用図書</p> <p>日本語基礎段階を終え、技能別日本語や教科との統合学習の段階の児童がほとんどですから、当該学年の教科の学習内容とすり合わせながら、日本語指導を行っています。ですから、各学年の国語算数理科社会の教科書は必要です。</p>	<p>御意見については、今後の施策の検討を進める上で、参考とさせていただきます。</p>
29	<p>(9 生活(医療・保健・子育て・福祉・住宅)に関する支援の充実)</p> <p>■現状と課題 1行目</p> <p>…相談実績の上位は…は「相談内容」に改めたほうがいいと思います。p56で「相談内容」としてありますし、実績では件数を連想しますので。</p>	<p>御意見を踏まえ、「相談内容」に修正しました。</p>
30	<p>(12 外国人県民の地域での交流・活躍の促進と社会参画)</p> <p>1行目 ……することが出来る地域づくり…「出来る」を「できる」に改めたらどうでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「できる」に修正しました。</p>
31	<p>(12 外国人県民の地域での交流・活躍の促進と社会参画)</p> <p>2行目 ……県民の社会参画に…「の」を</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、「外国人県民の社会参画を推進し、」に修正しました。</p>

	「が」に改めたらどうでしょうか。	
32	<p>(第4章 全般)</p> <p>実際に外国人と接する組織は、外国人を雇用する「企業(他雇用組織)」のほずです。であるにも関わらず「役割分担」主体に「企業」が殆ど見受けられません。</p> <p>企業が自主的に各種施策を実施することは期待しないのであれば、行政として企業他各種組織に各施策について通知広報教育指導を実施していく旨当素案に明示が必要と考えます。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、「企業」が取組主体となる箇所について、素案で記載した箇所(第4章「6 外国人県民が働きやすい就労環境の整備」、「10 外国人材の県内企業への定着の促進」)に加え、新たに、第4章「4 多言語による行政情報の提供」、「12 外国人県民の地域での交流・活躍の促進と社会参画」についても、企業が取組主体となる具体的な施策例を追記しました。</p>
<b>第5章 推進体制</b>		
33	<p>「推進体制」の記述ありますが、指標を設定している一方で進捗状況の把握と対応再検討をどこが主体でいつどのように実施するのか記述が見当たりません。</p> <p>当該内容追記が必須と考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、第5章の推進体制において、「山口県多文化共生推進協議会」が指針に掲げる施策の進捗状況について整理・評価を行うことについて、具体的に記載をしました。</p>
34	<p>「効果的手法の検討」「ICT活用の検討」など曖昧な記述が多い。具体的に、確実におさえるべき内容を、別添でも良いので入れ込んだ方が良い。内容の精査、加筆を求め。</p>	<p>当指針では、施策の方向性と、県や市町、関係機関などの様々な主体の役割分担について記載をしています。具体的な施策については、各主体において、当指針を基に別途検討・実施するものと考えています。</p> <p>また、「山口県多文化共生推進協議会」が指針に掲げる施策の進捗状況について整理・評価を行うこととしています。</p>
<b>全体</b>		
35	<p>「※【図表7、8】を参照」といった記述をされる際は、当該図表掲載ページも併記頂ければ幸いです。</p>	<p>御意見を踏まえ、【図表】の参照については、当該図表が別頁に掲載されている場合には、掲載ページを併記するよう修正しました。</p>
36	<p>「第3章 基本的な考え方」以降</p> <p>「(県内)外国人が日本語でやり取りをする」(ための教育等々)ための施策に傾倒しすぎ、と感じます。</p> <p>『行政窓口はもちろんのこと、生活の各場面において、「やさしい日本語」と「簡単な外国語」を併記し、日本人外国人双方が双方の言語で簡単なやり取りを可能に</p>	<p>県では、外国人県民の方の多国籍化が進んでおり、日本語能力も多様であることから、日本語学習機会の提供、やさしい日本語の普及啓発、多言語による行政情報の提供などを総合的に実施することが重要であると考えています。</p> <p>御意見については、今後の具体的な検討を進める上で、参考とさせていただきます</p>

	<p>していく』事が「多文化共生推進」において必須と考えます。</p> <p>当該視点での素案再検討（内容追加）を実施願います。</p>	<p>す。</p>
37	<p>個々に指摘しておりますが素案として不備不足不適切箇所多々あると考えます。</p> <p>今回の「パブリック・コメント（県民意見の募集）」を受けての素案再検討再作成・再度意見募集実施すべきと考えます。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>素案作成・意見募集の実施方法・時期については、山口県多文化共生推進指針策定委員会の中で決定しており、素案再作成・パブリック・コメントの再度実施等の予定はありません。</p>